

船橋市青少年だより

令和7年3月20日 - 編集発行 - 船橋市青少年問題協議会 事務局 船橋市教育委員会 青少年課 〒273-8501 船橋市湊町2-10-25 047-436-2903

側から支える事業として、スクールカウンセラーやスクールロイヤーを活用する事業等、多岐に亘る事業の展開をしています。今後も児童生徒一人一人が安心して学び、成長できる環境を整えるため、学校や様々な関係機関と連携し、児童生徒をサポートできるよう努力してまいります。

今回は、多岐に亘る事業の中から、不登校児童生徒の現状と対策についてお伝えします。先日の文部科学省からの発表では、令和5年度、年間30日以上登校せず、「不登校」と認知された児童生徒の人数は全国で約34万6千人となり、過去最多

不登校対策で重要なのは、早期の段階から子供と学校の接点を保つことです。船橋市は、今年度より市内全小中特別支援学校に、校内教育支援センターを設置しました。不登校の児童生徒の受け入れだけでなく、教室に入りづらい児童生徒も利用することができます。

指導課としては、小学校には、見守りと交流が行えるスクールアシスタントを配置、不登校対策の加配教員がいない小学校には、学習支援も行えるようピアサポーター（大学生）の配置を行いました。校内教育支援センターを利用する児童生徒は、担任から渡される

その他指導課では、人一台端末を利用してオンライン学習が行える準備を整えること、不登校の相談窓口や民のフリースクールの紹介、保護者の会の案内など掲載した不登校相談フレットを作成するなしていきます。

現在、不登校児童生への支援は、登校のみ目標にするのではなく児童生徒が自らの進路主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すという方向性が示されています。各機関と連携しそれぞれの場所で、児生徒が安心して学べます。または生活できる居場づくりの充実を今後も

がある場合は、特別支援教育班と連携しながら相談を進め、学びの場所を変えることで学校へ通うことができるようになつたケースもあります。

外に出る習慣をつくるために隔週や月1日程度で通所し、教育相談班を居場所の一つとして活用している児童生徒もいます。校内教育支援センターには行きづらいものの小集団での活動ができるそ うな児童生徒であればサポートルームを紹介します。

サポートルームは、本市在住の不登校児童生徒を対象に集団生活への適応、社会的自立に向けての支援を目的として運営

の体験活動を実施しています。体験を通して、定期的な通室へつながつたり、コミュニケーションがとれるようになつたりすることもあるので、児童生徒の成長に結びつくよう心がけています。また、サポートルームでは、保護者支援として個別相談、保護者会、リフレッシュ講座等を実施しています。リフレッシュ講座では不登校をテーマとした講演会や保護者交流会を年間に3回実施しています。不登校という共通の悩みを持つ保護者同士の交流の機会を持つことで少しでも勇気づけられ、リフレッシュしてくだされば

青少年センターの主な業務には、「街頭補導活動」「相談活動」「環境浄化・広報活動」があります。「相談活動」では、青少年及びその保護者の様々な相談を受け付けています。近年、不登校に関する相談が増えてきていることから、通所による不登校支援を行っています。

校及び不登校傾向の児童生徒を対象とした、2泊3日の「一宮ふれあいキャンプ」を実施しています。野外炊飯やキャンプファイヤーなど、様々な体験活動や学生アシスタントとの交流を通してコミュニケーション能力の向上や自立への動機づけを目的としています。このキャンプをきっかけに9月以降に登校できたり学校の行事に参加することができたりと、生活に変容がみられた児童生徒もいます。

今後も、一人一人の心に寄り添いながら、児童生徒の社会的自立を目指し、相談活動や支援を続けていきたいと思います。

令和6年度より、指導課内に児童・生徒サポート室が設置されました。業務内容は、教育委員会内の生徒指導に係る仕事を主に担当しています。具体的には、日々学校から寄せられる生徒指導についての報告を受け、指導や助言、いじめ問題に係る業務、長期欠席者に係る業務、生徒指導に係る関係機関と連携をとりながら会議や情報交換を行う業務、また、児童生徒や保護者、学校を外

を記録しました。船橋市においてもコロナ禍以降急増しており、児童生徒あわせて1480人（小597人、中883人）となり、とても深刻な状況にあります。国からは令和5年に、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（通称COCOLOプラン）が通知され、学校、行政民間で協力して不登校児童生徒、また、その保護者を支えていくことが示されました。

ンラインで授業に参加したりして自分のペースで学習や生活を行っています。校内教育支援センターが設置されたことで、今まで通えなかつた児童が登校できるようになつたり、保護者からは楽し そうに学校へ行く姿がまた見られてとても嬉しい、という言葉も頂いたりしております。今後もそのような児童生徒が一人でも増えるよう努めてまいります。

来所相談では、親子並行面談を実施しており、親担当と子担当の相談員が一人ずつ話を伺います。お子さんはプレイルームで相談員と一緒に遊びながら過ごし、様子を觀察しつつ、本人の気持ちを聞きながらどのような支援ができるのかと一緒に考えていきます。在籍する学級が本人の学力に合つていらない場合や発達の問題を抱えている可能性の相談です。

各コースとも、小集団生活をメインにしており、時間を意識して生活できるように時間割を作成しています。学習は、授業形式ではなく、個別にドリルや問題集に取り組みます。一人一台端末が使えるよう、Wi-Fi環境を整備し、オンライン授業や端末を通して受け取った課題に取り組めるようになっています。

更に「工場見学」「上野動物園」「鋸山ハイキング」等、年間2回程度

【秘書教育センター教育文部省相談室】
という児童生徒が通所するケースが多くなっています。担当職員と学校家庭、本人で相談し、プログラムをつくり、個に応じた活動を行います。学習は、「自学・自習」を基本としていますが、小グループでの学習や活動をすることもあり、通所の最後はプレイルームで卓球やビリヤードなどの活動をする児童生徒もいます。

毎年8月下旬には、市立小・中学校に通う不登校

指導課 不登校対策の現状と対策 児童生徒サポート室 総合教育センター 青少年センター

つてまいります。
総合教育センターでは
本市に在住する児童生徒
保護者及び教職員を対象
に教育関係全般のご相談
を電話・来所にてお受け
しています。相談の約6
割が不登校や登校しぶり
の相談です。

従来の「ひまわり」に加え、「すずらん」を新たに古和釜中学校内に開設しました。両ルームとも午前・午後・1日の3コースを設定しています。各コースとも、小集団生活をメインにしており時間を使いつぶして生活でき

サポーテルームは、児童生徒が心身共に安心して過ごせる「心の居場所」を提供し、保護者にも寄り添いながらそれぞれの課題について一緒に考えていくたいと考えています。

い
ます。青少年センター
への通所の特長は、個別
対応ができることです
。学習室には間仕切りがあ
り、職員が常駐していま
す。「集団に入れないと
「人との関わりが苦手」
という児童生徒が通所す
るケースが多くなっています。担当職員と学交

【給全教育】卷二：批判力【給全教育】卷一：教育主權與相識定義



【不審者対応訓練】

ト」に安易に応募し、強盗事件などに加担してしまった事件が多発している中、このような事件に中高生までもが加担している実態があります。少年達の最も身近な存在の学校関係者や保護者の方々からもSNSの危険性や使い方について御指導をよろしくお願いします。

【少年非行の現況】

令和6年中に当署で検挙した少年は、47人であり、前年に比べ12人増加しました。

主な非行内容は、万引きや自転車盗であります。が、これらの非行は初发型非行と言い、犯行手段が容易で、動機が単純であるものの、本格的な非行へ発展していく危険性が高いものになります。

また、特殊詐欺グループに少年が加わり、「受け子」や「出し子」として犯罪に加担する事件や少年の薬物事件、SNS利用を端緒とした児童ボルノ事件なども増加しており、少年を取り巻く昨今の社会情勢が反映されていると言えます。

【児童虐待の現況】

令和6年中における当署からの児童相談所への児童虐待通告人員は24人（前年比11人減少）、一時保護を必要とした通告は12件（前年比+10人）になります。児童虐待の通告人員は昨年に続々減少していますが、一時保護をする児童は昨年と同数であるなど、依然として高水準で推移している状況にあります。

児童虐待は、主として家庭の中で起きることが多いため潜在化しやすく、また反復・継続することで、児童に重大な被害が生じるおそれが高いことから、早期に児童虐待を発見し、児童を保護することが重要になります。

当署では、些細な兆候も見逃すことがないよう関係機関との情報共有や連携した対応を徹底するとともに、危険性の高い虐待については積極的な



船橋警察署

船橋東警察署管内における少年の非行防止
保護総合対策について



船橋東警察署
管内における少年の非行防止
保護総合対策について



事件化を図るなど、児童の安全確保を最優先とした適切な対応に努めています。

【少年非行等の現状】

令和6年中における少年事件の検挙人は60人で、前年に比べ26人も増加しました。

主な非行は、初发型非行で、運営者が運営者や集団でのオートバイ盗や自転車盗ですが、連続した

複数検挙しております。

【非行少年を生まない社会気運の醸成】

当署では、少年の「非行防止」と「保護」の観点から対応すべく、様々な活動を推進しています。

船橋署少年剣友会（少年剣道）の活動による少年の規範意識や自制心などを育み少年非行の防止を図る「タッチヤング活動」、元警察官等を学校に派遣し、学校における非行防止対策などを継続して支援する「スクール・サポーター制度」の運用、少年警察ボランティア等の協力を得て、見守り活動や街頭補導活動等を実施する「ボランティア活動」のほか、インターネット安全教室や薬物乱用防止教室等の講話や学校での不審者対応訓練などを積極的に推進しています。

これらの対策を効果的に推進し、少年の健全育成を図るために、少年達と身近にいる皆様方との連携が不可欠であります。今後とも皆様の警察活動に対する御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【児童の安全を最優先とした児童虐待対策】

令和6年中の児童通告件数は252件で、前年に比べ29件増加しており、全国的にも未だ痛ましい虐待事案が散見されています。また、地域

の相談が多数寄せられております。

これらの情勢を踏まえ、第一歩と考

えますので、御協力の程、よろしくお

願いいたします。

【連絡があったら連ひハイト即日即金】

【連絡があったら連ひハイト即日即金】

【連絡があったら連ひハイト即日即金】

【連絡があったら連ひハイト即日即金】

【連絡があったら連ひハイト即日即金】

【連絡があったら連ひハイト即日即金】



船橋東警察署
管内における少年の非行防止
保護総合対策について



ソ健康都市宣言40周年を契機に開催されるようになつた『ボッチャ交流大會』についてご紹介させていただきます。

ご存じの方も多いかと思いますが、ボッチャはヨーロッパで生まれた障がい者のために考案されたスポーツで、パラリンピックの正式種目になっています。ジャックボーラル（目標球）と呼ばれる白いボールに、赤・青のそれぞれ6球ずつのボールを投げたり、転がしたり、他のボールにあてたり、

員協議会は昭和38年4月に発足（発足当時の名称は船橋市体育指導委員連絡協議会）し、令和5年4月に60周年となりました。現在は190名弱の推進委員が市内を5ブロック24地区に分け、健康寿命の延伸に寄与するべく、一年間に約340の事業を展開しています。今後は令和5年のスポーツ事業を展開していきます。

ボ
ツ
チ
ヤ
交
流
大
会
船橋市スポーツ推進委員協議会

券開きの試合や、勝ち決するサンドンデスでの一投では、観ている私たちがドキドキする白熱した試合など色々なドラマがありました。閉会式では3位までのチームには表彰状とメダルを、4位になつた親子チームにはキラキラ

ド生まれの木の棒で、数字の書かれた木のピンを倒して点数を競うなど小さなお子様・ご高齢者様・体にハンディー・キヤップのある方など、どんなたでも一緒に楽しめるユニークサルスボーツを企画しご案内させていただきます。多くの皆様のご参加を心よりお待ちしております。

年減少し、令和3年には3,040件と18年間で約83%の大幅な減少となりました。しかしながら令和4年、5年、6年と増加傾向にあります。

また、昨今SNS等を利用した、いわゆる「闇バイト」による凶悪な強盗事件等が首都圏を中心多く発しており、本市でも令和6年10月9日に強盗

なお、電話 d e 詐欺による令和6年の認知件数は121件、被害総額は約6億4,694万円で被害は深刻な状況です。電話 d e 詐欺への対策の1つとして、固定電話を利用している65歳以上の市民の方に「振り込め詐欺防止装置」を無料で貸し出ししております。

全教室、中学生を対象にスタンスマンが事故の瞬間を実演するスケアード・ストレイト自転車安全教室などの啓発活動を実施しています。また、令和6年度は、自転車乗用ヘルメット購入費補助事業を実施することで自転車乗用ヘルメットの着用促進を図りました。

話 d e 詐欺対策、強盗対策、交通安全等の啓発活動を行いました。

【市内交通事故状況について】

市内交通事故の発生件数は令和2年の1,222件から令和6年の948件へ減少、死者数は6人から6人と横ばい、負傷者数は1,390人から1,087人へ減少となっています。

たす可能性を持つてゐる
と感じています。

第一に、博物館は青少年
年に、教育的で文化的な
体験を提供する場として
機能します。展示やプロ
グラムは、考古・歴史・
民俗など多岐にわたり、
学校教育での学びを補い
深めます。これにより、
青少年が新たな視点を得
て、好奇心や探求心を育

青少年の博物館

も重要です。青少年対象のワークショップやイベントは、同世代との交流や世代を超えた対話を促進します。このような活動を通じて、青少年は自分の意見を表現し、他者の考え方を理解する力を養うことができます。特に孤立感を抱える青少年にとって博物館は、安心して参加できるコミュニティ

全育成に向 割

これらは、時代を担う青少年にとって重要な資質です。

博物館は青少年の教育社会的交流、人格形成に寄与するポテンシャルを持つっています。今後も青少年の健全育成の一助となるために、魅力ある事業を展開してまいります。

けた
郷土資料館
イのひとつとなり得ます
さらに、博物館は多様性と可携性を推進する役割も果たします。多文化的な展示やプログラムを通じて、異なる価値観や歴史観を尊重しつつ、多様な人々が文化を共有する場所として機能します。

11. *What is the primary purpose of the following statement?*

20歳未満の飲酒・喫煙を防止

の対象となりました。これらの改正情報は適宜お知らせを実施しました。「安全で安心なまち」の実現に向けて、行政の努力を

これからも市民の皆様
警察や関係団体と力を合わせながら、安全で安心す。



新型コロナウイルス感染症の位置付けが、令和5年5月に5類感染症に移行し、学校生活や部活動が平常通りに行われるようになりました。しかし、その反面、コロナ禍による生活環境の変化が、家族・友人との関係や将来への不安など、少なからず子供たちにも影響を与えたことでしょう。また、新型コロナウイルス感染症による生活や経済への影響もあいまって、社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となつてきています。現代は、「V U C A」(変動性、不確実性、複雑性、曖昧性)の時代と言われています。子供たちが予測できない変化に対応し、主体的に関わり合い、自らの可能性を発揮して、未来社会を創り出す「生きる力」としての資質・能力を育むことが求められています。そのため、子供たちが社会生活に必要な能力を身につけ、生涯にわたつて健康で、人間性豊かに生きる意欲や態度の基礎を培うことは、大変重要なことであると考えます。

一方、不登校、あるいはいじめなどの問題行動のほか、児童虐待やネグレクトなど子供たちを巡回していきます。

「教育相談や生活アンケート」による早期発見・早期対応等の取り組みを行っています。しかし、なかなか歯止めがかから

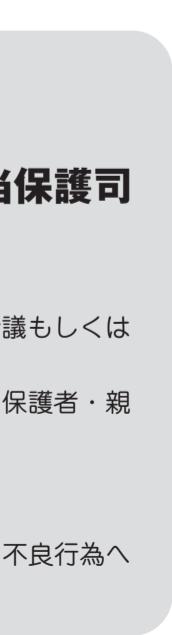
り、様々な課題が生じています。これらの課題の背景には、子供の心の問題とともに、子供を取り巻く家庭、地域、そして学校等の状況が複雑に絡み合っています。家庭、地域、学校等の連携の充実を図ることはもちろんのことですが、関係機関やN P O等とも連携し、総合的に子供たちを支援していくことが必要となります。

特に、不登校については、学校において喫緊の課題であります。文部科学省の調査によると、令和5年度の不登校児童生徒数は、全国で約34万6千人となり、前年度より、約4万7千人増加しています。小中の不登校は11年連続増。増加の背景には、新型コロナウイルス禍で生活リズムが乱れたことによる登校意欲低下や、休養の必要性について保護者の意識が変化したことなどが挙げられます。

学校現場においては、「継ぐり居場所づくり」をはじめとした未然防止、学校現場においては、「教育相談や生活アンケート」による早期発見・早期対応等の取り組みを行っています。

特に、不登校については、学校において喫緊の課題であります。文部科学省の調査によると、令和5年度の不登校児童生徒数は、全国で約34万6千人となり、前年度より、約4万7千人増加しています。小中の不登校は11年連続増。増加の背景には、新型コロナウイルス禍で生活リズムが乱れたことによる登校意欲低下や、休養の必要性について保護者の意識が変化したことなどが挙げられます。

一方、不登校、あるいはいじめなどの問題行動のほか、児童虐待やネグレクトなど子供たちを巡回していきます。



保護司としての活動

■家庭裁判所 → 少年鑑別所 → 保護観察所 担当保護観察官 → 地区担当保護司

- ①「保護観察」処分の判決→保護観察所経由で保護観察官と地区担当保護司が対応
 - ②少年院送致後に仮退院し保護観察処分→保護観察所経由で地区担当保護司が対応
 - ③一部仮釈放(仮退院)→施設側と保護観察所及び保護司・グループホーム(福祉関係)が連携し、リモート会議もしくは直接施設訪問などの対応(退院・仮釈放後の自立プログラム計画)
- 担当保護観察官と更生プログラムの検討及び自立へのアドバイスなど生活状況や就学・就労の相談、引受人(保護者・親類)と管理監督を行う。
- (帰住先地域での生活環境を調整、保護者・学校・企業その他)
- 就労支援は、更生保護協力雇用主会又は、市役所福祉・ハローワークなど紹介相談協力する。
- 就学に関しては、学生ボランティア(BBS会)の協力で友達活動の一環として不得意な学科への指導のほか、不良行為へ向かわないようにスポーツや野外キャンプ・グループワークなどにトライしている。

防止の啓発広報活動の中でも少年が犯罪に巻き込まれるためにも関係機関、

（令和5年版犯罪白書はしがきを加工して作成）
https://hakusyu01.moj.go.jp/jp/70/nfm/70_1_1_0_0.htm

で少年が犯罪に巻き込まれるためにも関係機関、

（令和5年版犯罪白書はしがきを加工して作成）
https://hakusyu01.moj.go.jp/jp/70/nfm/70_1_1_0_0.htm